

■主な改定内容（しんきんインターネットバンキング関連利用規定）

【しんきんインターネットバンキング取引】

（契約の成立）

本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、当金庫所定の方法によるお客様の申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。

また、申込に当たっては当金庫は法令で定める取引時確認を行います。この場合、当該確認に必要な資料の提示または提出を求めます。本項により当金庫が確認した事項について変更があった場合は、直ちに当金庫所定の方法によって当店に届出てください。

【本人確認】

（本人確認の手段）

お客様が本サービスを利用するに際して、当金庫は、端末から通知されるお客様の次の各号に定める番号等（以下「番号等」といいます）と当金庫に登録されている番号等との一致を確認することにより、お客様の本人確認を行うものとします。本サービスの本人確認に使用する番号等の組み合わせは、本サービスの対象となる取引の内容に応じて当金庫所定のものとします。

- （１）契約者ＩＤ（利用者番号）
- （２）初回ログイン用パスワード
- （３）ログインパスワード
- （４）確認用パスワード
- （５）認証用画像

【パスワードの盗取等による不正な資金移動等】

（既に払戻し等を受けている場合の取扱い）

当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金についてお客様に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第１項に基づく保証の請求には応じることができません。また、お客様が当該資金移動等を行ったものから損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

（当金庫が補償を行った場合の取扱い）

当金庫が第２項の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、お客様の預金払戻請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等を行った者その他の第三者に対してお客様が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

【取引の制限等】

- １．当金庫は、預金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- ２．前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- ３．日本国籍を保有せずに在留期限のある預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出てください。この場合において、在留資格を喪失した場合、届出のあった在留期間経過前に送付した案内が不着になるなど所在が確認できない場合または案内に対する回答がなく届出のあった在留期限が経過した場合および既に本邦に居住していないことが明らかになった場合においては、当金庫は入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- ４．前３項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれ等が合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

【解約等】

(利用口座の解約)

利用口座が解約されたときは、本契約における当該口座の利用は解除されたものとみなします。

(サービスの強制解約)

お客様に次の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、本契約を解約することができるものとします。

この場合、お客様への通知の到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に本契約は解約されたものとします。

- (1) 当金庫に支払うべき利用手数料その他の諸手数料を2ヶ月連続して支払わなかったとき。
- (2) 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫においてお客様の所在が不明となったとき。
- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき、でんさいの取引停止処分を受けたとき、支払の停止または競売、破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき。その他公租公課の滞納処分を受けるなど支払い不能の状態となったとき。
- (4) 相続の開始があったとき。
- (5) 番号等の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき。
- (6) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
- (7) お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がお客様に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。
- (8) 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき。
- (9) 本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断したとき。

【規定の変更等】

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫 Web サイトへの掲載、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
- (3) 変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。
なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

以 上